

令和4年度第2回厚木市セーフコミュニティ推進委員会会議次第

日時 令和5年1月27日(金)

午前10時から

場所 あつぎ市民交流プラザ 6階604

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 今後のスケジュールについて.....資料1

(2) 厚木市セーフコミュニティ推進条例運用状況に対する意見書(案)
について.....資料2

4 そ の 他

5 閉 会

厚木市セーフコミュニティ推進委員会委員名簿

(敬称略・五十音順)

No.	役職	氏名	よみがな	選出区分
1	委員長	前場 政行	ぜんば まさゆき	有識者
2	職務代理	南波 正志	なんば まさし	市民公募
3	委員	潮田 春男	うしおだ はるお	有識者
4	委員	佐藤 夏奈子	さとう かなこ	市民公募
5	委員	曾我 晶子	そが あきこ	有識者

※任期：令和3年7月27日～令和5年7月26日

セーフコミュニティ活動に係る今後のスケジュール

資料1

(2023年1月26日現在)

	2022年										2023年	
	令和4年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
厚木市 SC・ ISS関連				25 SC推進協議会(第1回)	10 SC推進委員会(第1回)	15 PM 清水小学校現地審査 16 AM 妻田小学校現地審査 16 PM 陸合東中学校現地審査			18 清水小・妻田小・陸合東中認証式典 年間レポート提出		SC推進委員会(第2回)	SC推進委員会(第3回)
策等 委員 会等 員連 関	4 市内中小企業向け安全衛生研修会 27 外傷サバイバル委員会	19 職場(労働)の安全対策委員会 23 SC担当者会議		22 子どもの安全対策委員会 27 外傷サバイバル委員会	24 外傷サバイバル委員会 25 職場(労働)の安全対策委員会		7 危険体感講習 19 市内中小企業向け安全衛生研修会	19 外傷サバイバル委員会 31 子どもの安全対策委員会	16 防災対策委員会 17 職場(労働)の安全対策委員会	16 子どもの安全対策委員会 20 高齢者の安全対策委員会 26 交通安全対策委員会	16 職場(労働)の安全対策委員会 27 体感治安と公共の場における安全対策委員会	28 子どもの安全対策委員会 29 外傷サバイバル委員会
他自治体 国際会議			27-29 豊島区SC現地審査		13-14 松原市SC事前指導	13-14 第10回SCアジア会議(世宗)		1 豊島区認証式典 8-10 郡山市SC現地審査	20-22 久留米市SC事前指導		4 郡山市認証式典 18-19 亀岡市SC報告会	

※SC・・・セーフコミュニティ ISS・・・インターナショナルセーフスクール

厚木市セーフコミュニティ推進条例
運用状況に対する意見書(案)

令和4年度

厚木市セーフコミュニティ推進委員会

もくじ

1 厚木市セーフコミュニティ推進条例運用状況に対する意見について.....	1
2 厚木市セーフコミュニティ推進条例点検結果	
(1) 点検項目1 第4条（市民の役割）関連.....	2
(2) 点検項目2 第5条（市の責務）関連.....	6
(3) 点検項目3 第6条（基本計画）関連.....	11
(4) 点検項目4 第7条（推進体制）関連.....	16
(5) 点検項目5 第10条（情報の提供）関連.....	17
3 関連資料	
(1) 厚木市セーフコミュニティ推進委員会会議実績.....	24
(2) 厚木市セーフコミュニティ推進委員会委員名簿.....	25
(3) 厚木市セーフコミュニティ推進条例.....	26
(4) 厚木市セーフコミュニティ推進委員会規則.....	29

厚木市セーフコミュニティ推進条例点検結果

【市民の役割】

第4条 市民は、事故、けが等の発生の予防に努めるとともに、セーフコミュニティの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、セーフコミュニティを通じてお互いに知恵を出し合い、地域社会における信頼関係及び絆^{きずな}の強化並びに安全の質の向上を図るよう努めるものとする。

【運用状況】

- ① 「見せる警戒」としてセーフティベスト着用運動を推進しています。防犯パトロールや登下校時の愛の目運動活動時などに、ベストを着用することで、周囲に警戒中であることを容易にアピールすることができ、犯罪の予防及び体感治安の向上を図っています。
- ② 次世代を担う大学生・高校生が自ら防犯パトロールを行うことで、地域との交流や他の学生とのつながりを育み、社会貢献への芽生えや防犯意識の高揚を図っています。
- ③ 青色回転灯搭載車を活用し、市内巡回パトロールを実施することにより地域における犯罪抑止効果を高め、犯罪の予防及び体感治安の向上等、地域における活発な安心・安全活動の裾野の拡大を図っています。

1 点検結果	<input type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> その他
2 条例改正の必要性	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
3 不十分な場合の見直し・改正を要する規定等	

4 意見	《改善が図られている点及び検討を要する点》
------	-----------------------

1 セーフティベスト着用運動

本厚木駅周辺環境浄化パトロールでは、自治会や商店街をはじめとした様々な団体がセーフティベストを着用して、夜間に本厚木駅周辺のパトロールを実施しています。

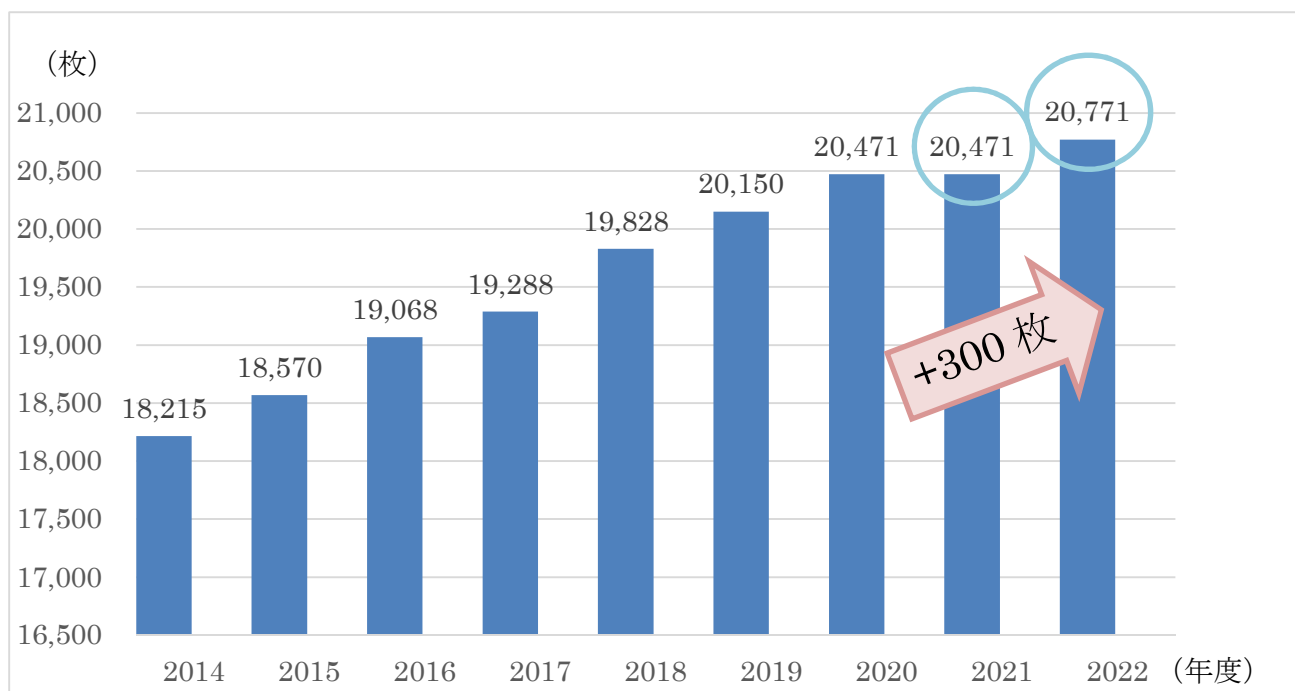


パトロールの様子

本厚木駅周辺環境浄化パトロール参加団体

No.	団体名称
1	厚木北地区 西仲自治会
2	厚木北地区 大手西自治会
3	厚木北地区 大手南自治会
4	厚木北地区 仲町北自治会
5	厚木南地区 泉町自治会
6	厚木南地区 旭町1丁目自治会
7	厚木なかちょう大通り商店街振興組合
8	あつぎ商和会
9	厚木みなみ商工クラブ
10	厚木一番街商店街振興組合
11	厚木市ビル経営者協議会
12	小田急電鉄(株)本厚木駅
13	(株)小田急 SC ディベロップメント
14	全日本不動産協会神奈川県本部さがみ支部
15	神奈川県宅地建物取引業協会県央支部
16	厚木北地区文化振興会
17	厚木警察署

図1 実施時に着用するセーフティベストの累積作製枚数



出典：暮らし安全係報告

2 次世代防犯ボランティアによる防犯パトロール

本厚木駅周辺において、防犯ボランティアの次世代を担う高校生や大学生が、防犯パトロールを夜間に行い、環境浄化及び犯罪予防に努めています。



本厚木駅周辺で防犯パトロールを行う高校生等

3 青色回転灯搭載車によるパトロール

令和4年2月7日に、荻野地区安心・安全なまち会議で登録され、青色回転灯搭載車によるパトロール活動参加団体は15団体となりました。地域団体による青色回転灯搭載車（以下、青パト）の登録台数が増加し、令和4年においては、131台の青パトが厚木市内で活動しており、効果的な犯罪抑止活動へとつながっています。



荻野地区青パト発足式(タウンニュース社提供)



青パトでの巡回パトロール

青色回転灯搭載車によるパトロール活動団体

No.	団体名称
1	戸室地区防犯連絡協議会
2	上三田自治会
3	依知北地区安心安全なまち会議
4	みらい文化川本自治会
5	厚木警察署少年補導員連絡会
6	下依知自治会
7	睦合南地区安心・安全なまち会議
8	高坪第一・第二自治会
9	NPO法人ガーディアンナイト
10	恩名地区自治会連合会
11	特定非営利活動法人 防犯パトロール ブルーライン
12	金田上部防犯パトロール隊
13	温水第1自治会
14	相川地区安心・安全なまち会議
15	荻野地区安心・安全なまち会議

【市の責務】

第5条 市は、セーフコミュニティの推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策の効果的な実施のため、市民が参加し、及び協働しやすい体制の整備を図るとともに、市民が行うセーフコミュニティの推進に関する活動に必要な支援を行うものとする。

【運用状況】

① 犯罪の起こりにくい環境づくりを推進するため、「安心・安全セーフコミュニティ推進地区」を指定しています。市では、この推進地区に対して、補助金の交付やセーフティベスト、パトロール用の帽子、指定地区プレートの配布等の活動に必要な支援を行っています。

② 「事故やけがは予防できる」というセーフコミュニティの理念のもと、安心安全活動を行っている地域を支援するため、市職員及びセーフコミュニティ総合指導員を派遣し、防犯・防災・自殺予防に関する研修会を開催しています。

1 点検結果	<input type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> その他
2 条例改正の必要性	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
3 不十分な場合の見直し・改正を要する規定等	

4 意見	《改善が図られている点及び検討を要する点》
------	-----------------------

1 令和4年度 安心・安全セーフコミュニティ推進地区

(1) 推進指定地区

No.	地区名	地区数	指定名称	指定エリア
1	厚木北	2	吾妻町地区	吾妻町
			大手北地区	寿町1丁目(一部)、東町(一部)
2	厚木南	1	厚木南地区	旭町1丁目、泉町
3	依知北	1	上依知・猿ヶ島地区	上依知上町、上依知中町、上依知下町、藤塚団地、猿ヶ島
4	依知南	1	依知南地区	金田東部自治会区域
5	睦合北	1	睦合北地区	上三田
6	睦合南	1	睦合南地区	妻田東2丁目、妻田東3丁目、妻田北1丁目
7	睦合西	1	睦合西地区	林4丁目、林5丁目
8	荻野	1	荻野地区	真弓、清井
9	小鮎	1	小鮎地区	南千頭、古松台、アメニティヒル本厚木
10	南毛利	1	恩名地区	恩名1丁目、恩名2丁目、恩名3丁目、恩名4丁目、恩名5丁目
11	南毛利南	1	愛甲石田駅周辺安心・安全セーフコミュニティ推進地区	愛甲宮前、コープ野村、宿愛甲、坊中第二自治会の駅周辺
12	玉川	1	玉川地区	岡津古久、小野、七沢
13	森の里	1	森の里地区	森の里1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目
14	相川	1	岡田地区	岡田第1、岡田第2、岡田第3、岡田第4
15	緑ヶ丘	1	緑ヶ丘地区	王子3丁目
合 計		16		

(2) 推進地区での工夫

令和4年度安心・安全セーフコミュニティ推進地区指定式で、代表の2地区から活動状況の報告を行いました。小鮎地区では子どもの見守り活動や地域福祉推進委員会との合同事業等について、荻野地区からは青パト隊の発足経緯や活動状況、今後の活動目標等を、動画を用いて報告をいただき、それぞれの地区の活動の情報共有が図られました。

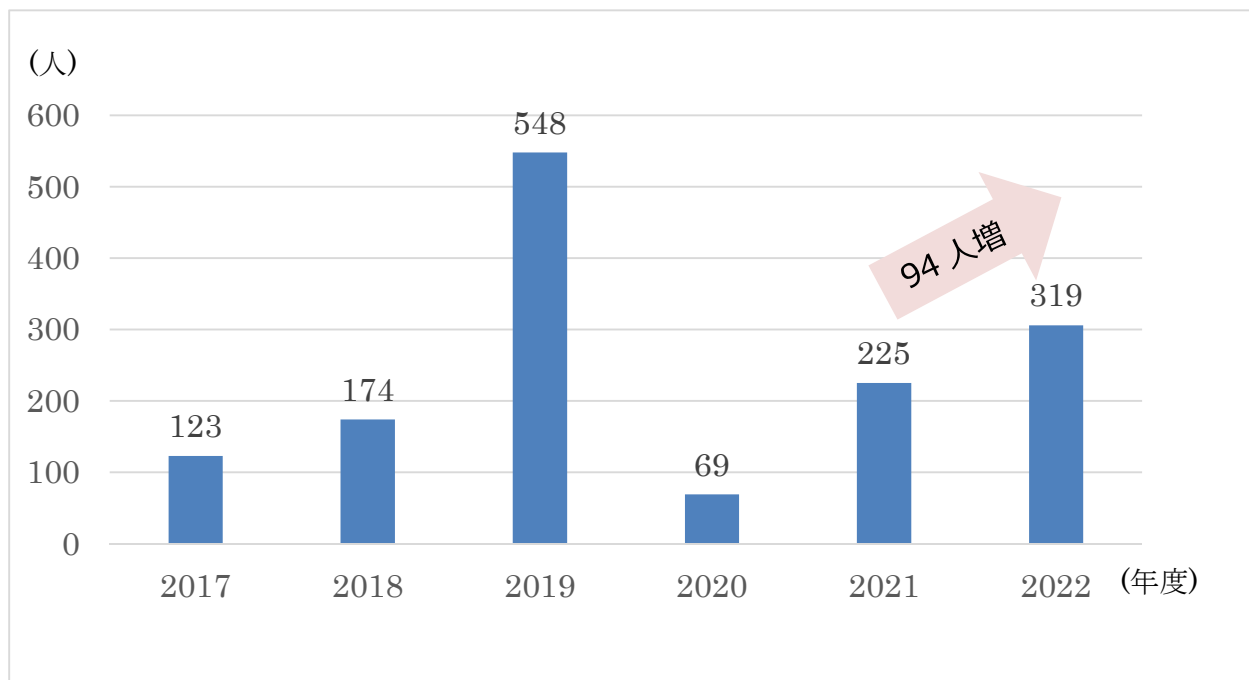
2 令和4年度セーフコミュニティ安心安全研修会実績

(人)

No	開催日	主催団体	参加者数
1	6月12日	上依知小学校避難所運営委員会	43
2	7月23日	戸室3丁目自治会	21
3	8月14日	毛利台3丁目自治会	18
4	8月21日	玉川地区安心・安全なまち会議	19
5	8月24日	厚木ワイズメンズクラブ	28
6	8月27日	長谷連合自治会	18
7	9月4日	新開自治会	20
8	9月20日	王子3丁目自治会	18
9	11月4日	妻田中央自治会	23
10	11月6日	中村自治会	14
11	11月12日	睦合南地区安心安全なまち会議	21
12	11月12日	清源自治会	23
13	11月13日	毛利台ハイツ自治会	24
14	11月23日	船子自治会	16
15	1月15日	妻田第一自治会	13
		合計	319

※令和5年1月15日現在

図2 セーフコミュニティ安心安全研修会実績



セーフコミュニティ安心安全研修会は、従来、防犯と防災の講座のみでしたが、今年度から新たにゲートキーパー養成講座をメニューに追加し、多面的にセーフコミュニティを学んでいただく機会を拡大しました。



研修会の様子



防犯漫才「特殊詐欺」

3 次世代防犯ボランティア参加者を増やすための工夫

高校生や大学生の防犯ボランティアを増やすために、市内5大学や厚木中央高等学校に呼びかけ、参加体験型の次世代防犯ボランティア研修会を実施しています。



フィールドワーク



各グループでマップ作成

<内容> 講義：地域安全マップづくりについて（講師：神奈川県警察本部職員）
フィールドワーク（市役所周辺を講義の内容に基づき探索）
安心・安全マップの作製、発表

【基本計画】

第6条 市長は、セーフコミュニティの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、セーフコミュニティの推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) セーフコミュニティの推進に関する基本的な方針
- (2) セーフコミュニティの推進に関する組織の整備
- (3) セーフコミュニティの推進に関する活動の促進及び支援
- (4) セーフコミュニティの推進に関する長期的及び継続的な取組
- (5) セーフコミュニティの推進のために行う事故、けが等の発生原因の科学的検証及びその結果に基づく取組
- (6) セーフコミュニティの推進に関するネットワークの構築

【運用状況】

- ① セーフコミュニティの推進に係る方針や重点施策等を決定する機関として「セーフコミュニティ推進協議会」を設置しており、70団体77人の分野横断的な推進体制を組織しています。
- ② 統計データ等の分析から、抽出した課題に応じ、特定の領域に取り組む7つの対策委員会を設置しており、それぞれの領域における外傷リスク対策を検討・実施しています。
- ③ 厚木市の外傷データの分析や検証等を行う組織として「外傷サーベイランス委員会」を設置しており、分析結果等は、セーフコミュニティ推進協議会に報告するとともに、対策委員会等に対し、随時、情報提供を行っています。
- ④ セーフコミュニティ推進自治体ネットワークで開催される認証式典や現地審査等に積極的かつ継続的に参加することで、セーフコミュニティ活動や認証に関する情報交換や意見交換等を行い、自治体同士の連携を深めることにより、安心安全なまちづくり推進活動に努めています。
- ⑤ 3度目の国際認証取得後、「交通安全」と「自転車生活の安全」の取組強化を図るため対策委員会を合併し、「交通安全対策委員会」とすることで、セーフコミュニティの推進に関する組織の整備を行っています。

1 点検結果	<input type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> その他
2 条例改正の必要性	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
3 不十分な場合の見直し・改正を要する規定等	

4 意見	《改善が図られている点及び検討を要する点》
------	-----------------------

1 令和4年度厚木市セーフコミュニティ推進協議会実績

開催日	審議方法	主な議題
7月25日	対面	(1) 役員（副会長）の指名について (2) 令和4年度セーフコミュニティ活動スケジュールについて (3) 厚木市セーフコミュニティの現状と課題及び今後の推進方法について

※令和5年1月15日現在

2 セーフコミュニティ活動の促進

(1) 小学校における安全授業

外傷サーベイランス委員会の提案により、学校内における事故を減少させるため、令和3年度よりインターナショナルセーフスクール認証校の児童を対象に、安全授業をオンラインにて実施しています。

<目的>子ども自身が、身の回りの安全・危険を周囲の人と共有しながら学校の課題や強みに気付き、課題解決方法を考え、実行する力を身につけること

<講師>国立研究開発法人 産業技術総合研究所 研究員

令和4年度安全授業開催実績

No	開催日	学校名	内容
1	令和4年 11月16日	妻田小学校	危険箇所の予測、校内でのけがのしやすい場所の学習
2	令和4年 11月17日～ 12月7日	妻田小学校	<各クラスで実施> ・校内で危険と思われる箇所の写真撮影 ・プレゼン資料の作成
3	令和4年 12月8日	妻田小学校	タブレット端末発表 ・危険箇所とその予防策の発表会



危険箇所の予測等について学習している様子



危険箇所とその予防策の発表会をしている様子

<成果>

妻田小学校教諭の感想

- ・ 環境面を改善する視点で校内の危険箇所について考えることができた。
- ・ 保健の授業でも、人為的原因と環境的要因の二つを学ぶことになっているが、環境的要因に焦点を当てて学習することができた。
- ・ 改善点については、同じ危険箇所でも改善方法が違うなど多くの違いが見えてよかった。

(2) 市内中小企業向け安全衛生研修会の改善

職場(労働)の安全対策委員会では、経験年数2年未満の従業員による労働災害発生件数が多いことから、市内の中小企業の新入社員を対象に、安全衛生に関する研修会を実施しています。



安全衛生研修会の様子



ゲートキーパー養成研修の様子

<工夫>

働く世代に啓発したい「自殺の予防対策委員会」と連携し、ゲートキーパー養成講座を開催し、新入社員に職場の安全及び自殺の予防を同時に啓発することができました。ゲートキーパー養成講座とは、家族や仲間・職場等周囲の人、身近な人の変化や様子に気づき、相互に助け合いのできるコミュニティを作る「ゲートキーパー」の養成を行うものです。

(3) ゲートキーパー養成研修会の改善

自殺の予防対策委員会では、市内中小企業向け安全衛生研修会の他に、ゲートキーパー養成研修会を看護学校へ行う等、新たな対象者に向けたゲートキーパー養成を行っています。

3 セーフコミュニティ推進自治体ネットワークへの参加及び活用

セーフコミュニティを推進している他自治体の現地審査等に参加し、好事例や効果的な施策を取り入れることで、一層のセーフコミュニティ活動の推進につなげています。

セーフコミュニティ推進自治体ネットワークへの参加状況

開催日	開催内容	自治体名	開催形式
令和4年 7月27～29日	現地審査(※1)	東京都豊島区	オンライン
令和4年 9月13～14日	事前指導(※2)	大阪府松原市	オンライン
令和4年 10月13～14日	国際会議	アジア会議(世宗)	オンライン
令和4年 11月8～10日	現地審査	福島県郡山市	オンライン
令和4年 12月20～22日	事前指導	福岡県久留米市	オンライン
令和5年 2月4日	認証式典	福島県郡山市	オンライン
令和5年 2月18～19日	セーフコミュニティ報告会	京都府亀岡市	オンライン

※1 現地審査：国際認証を取得するために実施される審査 認証は5年に1度の再認証の手続きが必要

※2 事前指導：現地審査本番前に取組の方向性や内容を海外の審査員に指導してもらうもの

<工夫>

セーフコミュニティ推進自治体による現地審査等の活動状況を各対策委員会へ情報提供し、最新の取組を随時共有しています。各対策委員会では、次の認証に向け、課題や指標の見直しを行っており、その参考としています。

【推進体制】

- 第7条 市は、セーフコミュニティを推進するための横断的安全推進組織として、厚木市セーフコミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
- 2 協議会の構成員、事業その他協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
- 3 市は、協議会のほか、別に定めるところにより、セーフコミュニティの推進のために必要な組織を設けることができる。

【運用状況】

第6条参照

1 点検結果	<input type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> その他
2 条例改正の必要性	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
3 不十分な場合の見直し・改正を要する規定等	

4 意見	《改善が図られている点及び検討を要する点》
------	-----------------------

【情報提供】

第10条 市は、セーフコミュニティの推進に資するため、事故、けが等の発生原因の科学的検証の結果及びその結果に基づく取組その他の必要な情報を市民に対し適切に提供するものとする。

【運用状況】

- ① セーフコミュニティをより身近なものとして捉え、事故等の未然防止を図るため、YouTubeやLINEの配信、リーフレット、ホームページ等の様々な媒体を活用し、事故等の発生原因や対策について、情報提供しています。

1 点検結果	<input type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> その他
2 条例改正の必要性	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
3 不十分な場合の見直し・改正を要する規定等	

4 意見	《改善が図られている点及び検討を要する点》
------	-----------------------

1 YouTube の配信

市民の皆様と協働して「健康で安心・安全なまちづくり」に取り組んでいることから、けがや事故予防の周知を図る目的として、YouTube チャンネルを開設し、30秒のショート動画を毎週金曜日に配信を行っています。

(1) YouTube の再生回数順位表(参考 1 参照)



登録者数	142 人
配信回数	45 回

再生回数	(注 2 は、第 6 回と第 24 回の再配信)	
合計(45 回)	21,603 回	
最高再生回数	2,147 回(第 40 話)	
最低再生回数	82 回(注 2)	
平均(1 回あたり)	480.1 回	

(令和 5 年 1 月 17 日現在)

<工夫>

全国的に子どもの転落や車内放置による事故が相次いだ際は、速やかに予防動画を作製し、注意喚起を行いました。

なお、車内放置の YouTube は、神奈川県 HP でも紹介されています。

(2) YouTube 配信の広報

ア YouTube 周知のためのカードの配布(参考 2 参照)

<配布先>自殺予防キャンペーン(健康づくり課)1,800 部、安心・安全なまちづくり研修会 350 部、湘南ベルマーレ厚木市ホームタウンデー(健康づくり課)200 部、地域安心安全研修会(上依知小避難所運営委員会)43 部等
計 3,132 部

イ YouTube 周知のためのちらしの配布(参考3 参照)

<配布先> 幼稚園協会 2,530 部、子どもの安全対策委員会 16 部
計 2,546 部

ウ Instagram ストーリーへの掲載

YouTube 配信の際に、厚木市公式の Instagram ストーリー掲載を行っています。

<掲載開始> 令和4年6月24日(金)から毎週



2 ちらし・リーフレットの作成・配布

新型コロナウイルス感染症の影響により、キャンペーン等の対面による周知が難しいことから、ちらしやリーフレットを作成し、セーフコミュニティの周知を行っています。ホームページにおける公開や公民館における布置に加え、次のような工夫を行っています。

(1) ちらし「セーフコミュニティあつぎ」の発行

<発行回数> 9回 (参考4~12 参照)

ア 厚木市公式LINEによる配信

<配信回数> 9回

<厚木市LINE登録者数> 18,508人 ※いずれも令和5年1月6日時点

イ 厚木市消防本部予防課との連携 (参考12 参照)

<内容> 予防課が実施している住宅防火診断案内に「高齢者向け火災予防ちらし」を同封

<対象> 市内65歳以上の一人暮らしの高齢者

<配布数> 283部

ウ 地域安心安全研修会において還付金詐欺チラシ配布 (参考10 参照)

<内容> 厚木市で還付金詐欺が急増しているため、チラシの配布及び振り込め詐欺等防止装置購入費補助金の啓発を行いました。

<配布数> 263部

エ 市民課マイナンバー窓口において還付金詐欺チラシ配布（参考 10 参照）
＜内容＞厚木市で還付金詐欺が急増しているため、チラシの配布及び振り
込め詐欺等防止装置購入費補助金の啓発を行いました。

＜配布数＞500 部

オ 玉川公民館において地域の高齢者に戸別訪問配布（参考 4・10 参照）
＜内容＞高齢者に多い『溺死・溺水』の事故予防や『還付金詐欺』が急増
しているため、チラシの配布し啓発を行いました。

＜配布数＞1,150 部

(2) 乳幼児の外傷予防リーフレット（参考 13 参照）

＜工夫＞市内保育所 0～3 歳クラス全入所児童に配布

健康づくり課や子育て支援センターで行っている、こんにちは赤ちゃん
訪問や会議などの際に配布しました。

＜配布数＞市内保育所及び担当課 3,283 部

3 セーフコミュニティコーナーの設置

(1) 厚木市立中央図書館地階ショーケース

(令和 4 年 5 月 31 日から約 1 か月間設置)

セーフコミュニティ活動を広く市民の皆様にご存知いただくため、厚木市立
中央図書館地階ショーケースにセーフコミュニティコーナーを設置しました。

このコーナーでは、セーフコミュニティ関連図書とともに厚木市がセーフコ
ミュニティを始めた経緯や、市民協働により取組が行われている様子をポスター
にて紹介しました。



(2) 厚木市立中央図書館3階子どものフロア

(令和4年11月から約1か月間設置)

セーフコミュニティくらし安全課と厚木市立中央図書館との連携展示で、3階の子どものフロアにて、家や学校、遊び場で、どんなところにあぶないことがあるのか、子どもが自分で学ぶことができる絵本を集め配架しました。

また、今後のセーフコミュニティ活動に市民の皆様の意見を取り入れるため、意見箱を設置しました。



<意見箱：意見回収数> 1件

<工夫>子どものフロアにて意見箱を設置したので、分かりやすくそうだんポストに名前を変更しました。

4 高齢者の事故予防カレンダー



高齢者の自宅内におけるけがを予防するため、啓発カレンダーを作成し、配布しました。
 <内容>高齢者に多いけがとその予防方法について

<配布先>厚木北公民館他 15 館各 20 部
 飯山老人クラブ連合会 50 部等
計 370 部

5 新聞・地域情報誌への掲載

(1) 合同入社式・新入社員研修会の記事掲載

厚木市商工会議所で4月4日に行われた「合同入社式・新入社員研修会」にて、厚木市セーフコミュニティ職場(労働)の安全対策委員会の取組である市内中小企業向け安全衛生研修会が行われた様子が紹介されました。

＜掲載媒体＞「タウンニュース」厚木・愛川・清川版

＜掲載号＞令和4年4月8日

(2) 安心・安全セーフコミュニティ推進地区指定式の記事掲載

令和4年8月4日開催の安心・安全セーフコミュニティ推進地区指定式について紹介されました。

＜掲載媒体＞「タウンニュース」厚木・愛川・清川版

＜掲載日＞令和4年8月19日

(3) YouTube 動画の動画配信についての記事掲載

けがや事故予防の周知を図る目的として、YouTube チャンネルを開設し、30秒のショート動画を毎週金曜日に配信しており、行政と市民が一体となって安心して安全に暮らせるまちをつくる目的とした取組であることが紹介されました。

＜掲載媒体＞「タウンニュース」厚木・愛川・清川版

＜掲載号＞令和4年8月26日

(4) セーフコミュニティ活動の記事掲載

セーフコミュニティの取組やYouTube 動画配信について紹介されました。

＜掲載媒体＞「タウンニュース」厚木・愛川・清川版

＜掲載号＞令和4年9月30日 安全・安心特別号

(5) 安心・安全セーフコミュニティ推進地区指定式の記事掲載

令和4年8月4日開催の安心・安全セーフコミュニティ推進地区指定式について神奈川新聞にて紹介されました。

＜掲載媒体＞神奈川新聞

＜掲載日＞令和4年8月6日

(6) 子ども車内放置危険を訴える動画配信についての記事掲載

厚木市内の駐車場に止めていた車内で幼児2人が死亡した事件を受け、子どもの車内放置の危険性を訴える動画を YouTube 配信したことについて紹介されました。

＜掲載媒体＞神奈川新聞

＜掲載日＞令和4年9月17日

6 広報あつぎ記事掲載

令和4年8月4日に行われた、安心・安全セーフコミュニティ推進地区指定式について掲載されました。

<掲載号>令和4年9月1日号(参考14参照)

令和4年度厚木市セーフコミュニティ推進委員会会議実績

日時	場所	案件
8月10日（水） 10:00～11:00	第2庁舎15階 農業委員会会議室	① 今後のスケジュールについて ② 令和3年度セーフコミュニティ推進条例点検について ③ 視察可能なセーフコミュニティ活動について
1月27日（金） 10:00～	あつぎ市民交流プラザ 6階604	① 今後のスケジュールについて ② 厚木市セーフコミュニティ推進条例運用状況に対する意見書について

※令和5年1月27日現在

厚木市セーフコミュニティ推進委員会委員名簿(敬称略・順不同)

委員任期：令和3年7月27日から令和5年7月26日まで

No.	役職	氏名	選出区分
1	委員長	前場 政行	有識者
2	職務代理	南波 正志	市民公募
3	委員	潮田 春男	有識者
4	委員	佐藤 夏奈子	市民公募
5	委員	曾我 晶子	有識者

○厚木市セーフコミュニティ推進条例

(目的)

第1条 この条例は、市民の事故、けが等の発生の予防その他の地域社会の課題解決に資するため、セーフコミュニティを推進し、もって誰もが健康で安心して安全に暮らすことのできる良好な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「セーフコミュニティ」とは、次条の基本原則の下に、人の一生にとって最も大切な安全及び健康を不慮の事故等から守るとともに、より住みよい魅力的な地域社会を創るための取組をいう。

(基本原則)

第3条 セーフコミュニティは、事故、けが等の発生は偶然の結果ではなく、その発生は予防できるといふ理念の下に、市民が連携し、及び協働して地域の実態に即し、推進されなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、事故、けが等の発生の予防に努めるとともに、セーフコミュニティの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、セーフコミュニティを通じてお互いに知恵を出し合い、地域社会における信頼関係及び絆^{きずな}の強化並びに安全の質の向上を図るよう努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、セーフコミュニティの推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策の効果的な実施のため、市民が参加し、及び協働しやすい体制の整備を図るとともに、市民が行うセーフコミュニティの推進に関する活動に必要な支援を行うものとする。

(基本計画)

第6条 市長は、セーフコミュニティの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、セーフコミュニティの推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) セーフコミュニティの推進に関する基本的な方針
- (2) セーフコミュニティの推進に関する組織の整備
- (3) セーフコミュニティの推進に関する活動の促進及び支援
- (4) セーフコミュニティの推進に関する長期的及び継続的な取組
- (5) セーフコミュニティの推進のために行う事故、けが等の発生原因の科学的検証及びその

結果に基づく取組

(6) セーフコミュニティの推進に関するネットワークの構築

(推進体制)

第7条 市は、セーフコミュニティを推進するための横断的安全推進組織として、厚木市セーフコミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会の構成員、事業その他協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
- 3 市は、協議会のほか、別に定めるところにより、セーフコミュニティの推進のために必要な組織を設けることができる。

(セーフコミュニティ推進委員会)

第8条 市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市セーフコミュニティ推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。
- 3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。
- 4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(評価等)

第9条 市長は、委員会の意見を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第10条 市は、セーフコミュニティの推進に資するため、事故、けが等の発生原因の科学的検証の結果及びその結果に基づく取組その他の必要な情報を市民に対し適切に提供するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条及び次項の規定は、平成25年4月1日から施行する。

(厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(平24条例29・全改)

附 則（平成24年条例第29号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第6条、第8条並びに附則第3項及び第4項の規定は、同年1月1日から施行する。

○厚木市セーフコミュニティ推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市セーフコミュニティ推進条例（平成24年厚木市条例第18号）第8条第4項の規定に基づき、厚木市セーフコミュニティ推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、5人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) セーフコミュニティに関し、優れた識見を有する者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、厚木市セーフコミュニティ推進条例主管課で処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員

長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

厚木市セーフコミュニティ推進委員会の会議等の公開に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、厚木市セーフコミュニティ推進委員会（以下「委員会」という。）の会議及び会議録の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開の基準)

第2条 委員会の会議は、厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号。以下「条例」という。）第26条の規定により公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 条例第7条各号に定める非公開情報に該当する事項を審議する場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に支障が生ずると認められる場合

2 前項の規定により非公開とする場合は、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が委員会に諮って決定する。

(公開の方法等)

第3条 委員会の会議の公開の方法等は、次のとおりとする。

(1) 委員会の会議を公開で行う場合は、会議会場（以下「会場」という。）に傍聴席を設けるものとする。

(2) 傍聴人の定員は、5人以内とする。

(3) 傍聴申出人が定員を超えた場合は、抽選で決定するものとする。

2 委員長は、会議を円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとし、必要と認めるときは、傍聴人に退席を命ずることができる。

(開催日時等の周知)

第4条 委員会の会議は、会議の開催日時、場所、議題、傍聴者の定員等を市政情報コーナーに掲示するとともに、市ホームページに掲載し、周知に努めるものとする。

2 当該会議の開催の周知は、開催日のおおむね2週間前に行うものとする。

(資料の配布及び閲覧)

第5条 会議に提出した資料のうち、会議次第については傍聴者に配布するものとし、その他の資料については委員長があらかじめ認めた場合に限り、会議入場時に貸与し、退出時に返却させるものとする。

(遵守事項)

第6条 傍聴者の遵守事項は、次のとおりとする。

(1) 委員長の許可なく会議の写真若しくはビデオの撮影又は録音をしないこと。

(2) 委員会委員等の発言に対し、拍手その他の方法で賛否を表明しないこと。

(3) その他委員会の秩序を乱したり、会議の妨げになるような行為をしないこと。

(議事録の公開)

第7条 委員会の議事録の公開は、会議の概要を要点筆記した議事録を作成し、それを市政情報コーナーに備え置くことにより行うとともに、市ホームページに掲載し、周知に努めるものとする。

2 市政情報コーナーに備え置く議事録には、会議資料を添付するものとする。ただし、条例に定める非公開情報に該当すると判断される部分については、所要の措置を講じるものとする。

3 議事録等の公開期間は、公開を始めた日から1年間とする。

(庶務)

第8条 委員会の公開に関する庶務は、セーフコミュニティ推進主管課が行う。

附 則

この要綱は、平成25年7月24日から施行する。